バリアフリー法の手続きが変更になります

平成21年10月1日から、バリアフリー法に基づく、認定申請、基準適合義務の届出の手続きが変わりました。主な変更点は、以下のとおりです。

１　認定申請（併せ申請）の手数料が必要になります。

バリアフリー法第１７条第１項の認定申請、第１８条第１項の変更認定申請を行う場合で、併せ申請(※1)をしようとする場合は、通常の確認申請と同様の審査を行います。このため、確認審査、構造計算適合性判定相当分の手数料(※2)が必要となります。

※1　バリアフリー法第１７条第４項の規定により、認定の申請に併せて建築基準法の確認審査を受ける申し出をする場合。

※2　手数料の額は、通常の確認審査、構造計算適合性判定と同じ額です。
認定のみを受ける場合は、これまでどおり無料です。

（参考）認定申請に必要な図書

図書	部数	内容等
①認定申請書	正・副	施行規則第 3 号様式
②委任状	１部	
③建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト	２部	要綱様式５
④容積率の算定に算入されない床面積の算定表	２部	要綱様式６
⑤図面	２部	付近見取図、配置図、各階平面図、縦断面図、構造詳細図 ※明示すべき事項は、バリアフリー法施行規則第 8 条の表を参照してください。

※　併せ申請の場合は、これらの他に確認申請書２部（構造計算適合性判定の対象となる場合は３部）が必要です。

２　基準適合義務の届出書の様式・部数が変わります。

バリアフリー法第１４条第１項の規定により、「建築物移動等円滑化基準」に適合させなければならない場合は、「チェックリスト」及び図面の提出をお願いしておりますが、チェックリストの様式が変更になります。

また、提出部数が２部から３部(※)へ変更になります。

※　２部を返却いたしますので、確認申請の際に申請書の正本・副本にそれぞれ添付してください。

（参考）届出に必要な図書

図書	部数	備考
①建築物移動等円滑化基準適合届出書	３部	要綱様式１
②建築物移動等円滑化基準チェックリスト	３部	要綱様式２
③図面	３部	配置図、各階平面図 ※明示すべき事項は、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2(86)を参照してください。

（お問い合わせ先）
市役所本庁舎　2F　都市局建築指導部建築安全推進課
電話　011-211-2867